

国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)
広報業務にかかる任期制契約職員の募集

国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)は、科学技術基本計画の中核的な実施機関として、「科学技術の振興」に関わる業務を行っています。JSTでは、広報の業務を担うスタッフ(調査員)を募集します。

職名	調査員(プレスリリース・報道担当)②
職務内容	<p>広報に関する業務 具体的には、下記業務となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. プレスリリース・報道対応業務 2. 広報誌(JSTnews)等の制作にかかる業務及びその調整業務 3. Web等に掲載する社内外向けの各種資料作成、校正等 4. 電話、メール対応、記載記事チェックなど事務業務全般 5. 各部署間、外部研究機関等との連絡調整業務 6. その他JSTが特に必要と認める業務
応募資格(要件)	<ul style="list-style-type: none"> ・大卒以上 ・電子メール、Word、Excel、PowerPoint等のPC操作に支障がないこと <p>下記のような資質・経験等を有する方を歓迎します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 科学技術に関する興味・関心を有する方 2. 科学技術の成果や取り組み等の社会への情報発信や科学技術と社会とのコミュニケーションに関して興味・関心を有する方(経験があればなお良い) 3. わかりやすい文章を書くことや雑誌等の編集業務に興味・関心を有する方(経験があればなお良い) 4. 周囲とのコミュニケーションを積極的に取って業務に当たっていただける方 5. 関係部署や関係機関との調整業務をスムーズに行っていただける方
任期	<ul style="list-style-type: none"> ◆単年度契約 ◆次年度以降の契約更新については、人事評価等によりJSTが必要と判断した場合に限り可能。 ◆更新回数は4回を限度とする。 <p>※但し、事業年度中に65歳に達する時は、更新回数に関わらず当該事業年度末日をもって雇用契約を終了とする。</p>
勤務地	JST東京本部(東京都千代田区四番町)
勤務時間	勤務時間 選択制…上司と調整の上、個人が選択 (1)9:00~17:30 (2)9:30~18:00
休日休暇	完全週休2日制(土・日)、祝日、年末年始、創立記念日、年次休暇、特別休暇 業務のため、休日出勤をすることがあります。
処遇	<ul style="list-style-type: none"> ◆給与については経験等考慮の上、JST規定により決定致します。 年収 350万円~480万円程度(非常勤は日数に応じて調整あり) ◆通勤手当はJSTの規定に基づき別途支給。 ◆年齢により、月給制または年俸制にて支給。 ◆各種保険完備。
着任時期	平成29年4月以降(適任者と相談の上、決定)
採用予定数	1名
選考方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 書類選考 2. 面接 <p>※書類選考通過者のみ、面接の日程について連絡します。 ※指定日に来社のこと ※選考内容に関する質問、問合せ等は不可 ※採否の決定はメール等により個別に連絡</p>
応募方法	下記住所(書類提出先)まで郵送のこと。E-mailでの応募は不可
提出書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 履歴書(写真添付のこと) 2. 職務経歴書(様式自由) 3. 志望動機と自己アピール A4用紙 1枚程度(書式自由) <p>※いずれも、様式自由 ※提出書類は返却しませんのでご了解ください。 ※応募に際して提供された個人情報に関しては選考目的以外には使用しません。</p>
応募期限	平成29年3月31日(金)必着
書類提出先及び問合せ先	<ul style="list-style-type: none"> ●書類提出先 〒102-8666 東京都千代田区四番町5番地3サイエンスプラザ 国立研究開発法人科学技術振興機構 総務部広報課 報道担当調査員② 求人係 ●問い合わせ先(下記の両方のアドレスにお送りください) E-mail: ueno<AT>jst.go.jp E-mail: yaguchi<AT>jst.go.jp (※メール送信の際は<AT>を@に変更し、上記アドレスまでお願いします。)
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1. 採用決定し、JSTが直接雇用するに当たっては、以下の提出が条件となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・身元保証書(保証人2名要※1) ・個人番号※2(扶養家族を含む) 2. 上記1.に加え、職場における事故等の緊急時対応のため、緊急時連絡票(本人と本人以外の緊急連絡先を記載したもの)もご提出いただきます。 <p>※1 保証人には両親以外の方を少なくとも1名、非同居人(親も可とします)を少なくとも1名含むものとします。 ※2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条に定めるもの(マイナンバー)</p>